

事業又は施設の開始・設置・変更等の手続について（老人居宅生活支援事業）

提出先…高齢者福祉課在宅支援係

1 事業開始及び変更の届出

届出必要事項 【老人福祉法施行規則第1条の9・10】		備考	添付書類	
開始届【老人福祉法第14条】…あらかじめ届出（すべての項目）	変更届【老人福祉法第14条の2】 …変更の日から1ヵ月以内に届出（対象の番号に○がついた項目のみ）		開始届	変更届
① 事業の種類及び内容	事業の種類：老人福祉法上の事業名 内容：身体介護、家事援助、入浴、食事の提供、機能訓練、食事の提供等日常生活上の援助など		・登記事項証明書	・運営規程 ・理事会議事録 など、変更後の内容がわかるもの
② 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	経営者：法人そのもの ※変更は法人名称、所在地が変更の場合			
3 届出者の登記事項証明書	—			
4 職員の定数及び職務の内容	職務の内容：職種に応じた内容			
⑤ 主な職員の氏名	主な職員：施設長、管理者			
⑥ 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）	区域：市町村			
⑦ 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、 当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類 （小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、 所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員 （老人デイサービス事業に係るものを除く。）	—			
8 事業開始の予定年月日	—			

2 事業廃止・休止の届出

届出必要事項		届出必要事項	添付書類
廃止・休止届【老人福祉法第14条の3】 …廃止又は休止の日の1月前までに届出	【老人福祉法施行規則第1条の11】		
1 廃止し、又は休止しようとする年月日		—	なし
2 廃止又は休止の理由			
3 現に便宜を受け又は入所している者に対する措置			
4 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間			

※理事会議事録を添付する場合は原本証明を付すこと。
 ※添付書類について不明な場合は提出前にご相談ください。